

# 仕 様 書

発注者 公立大学法人会津大学 を甲とし、受注者を乙とした「会津大学職員等輸送業務委託」の仕様について、次のとおり定める。

## 1 車両の定義

### (1) 小型車

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条でいう普通自動車であって、乗車定員 4 名のもの。

### (2) ジャンボ

道路運送車両法施行規則第 2 条でいう普通自動車であって、乗車定員 7 名以上 9 名以下のもの。

## 2 単価の区分及び予定数量

車両区分	指定地域	年間見込回数	片道換算	備考
小型車	福島市方面	往復 6 回	12 回	
	郡山市方面	往復 5 回	10 回	
		片道 2 回	2 回	
	いわき市方面	往復 2 回	4 回	
	南相馬市方面	往復 2 回	4 回	
	浪江町方面	往復 2 回	4 回	
ジャンボ	福島市方面	往復 1 回	2 回	
	郡山市方面	往復 1 回	2 回	
	南相馬市方面	往復 3 回	6 回	

- (1) 単価（運賃）は、片道分とする。
- (2) 往復時に想定される待機時間は概ね 3 時間とするが、その間、車両を拘束するものではない。
- (3) 往復時の待機に待機料金を要する場合は、その額を単価に含めるものとし、実際の待機時間に増減が生じても精算しない。
- (4) 有料道路利用料、駐車料金等は、単価に含まないものとし、附属料金として実費を

甲に請求するものとする。

(5) 起点又は終点は、次の地点を想定地点として単価を定める。

ア 会津大学（会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90）

イ 指定地域

福島市方面：福島県庁、福島県立医大

郡山市方面：JR郡山駅、郡山市役所

いわき市方面：いわき市役所

南相馬市：福島ロボットテストフィールド

浪江町：福島国際研究教育機構

(6) 想定地点と異なる地点を起点又は終点とするときの単価の適用可否は、発注時に甲乙協議して定める。

### 3 配車等について

(1) 発注

甲は、原則として、前日までに電話で発注するものとし、車両の区分・日時・配車場所を指定する。なお、急を要する場合は、当日に発注することがある。

(2) 配車

乙は、甲が指定する日時・場所に指定された車両を手配する。なお、甲に対して車両番号、運転手名及び運転手の電話番号を事前に報告すること。

(3) その他

ア 甲の発注が当日となった場合、乙は、受注しないことができる。

イ 乙は、ジャンボの配車が難しい場合、小型車等での代替も可能とし、その際は事前に甲に協議するものとする。

(4) 往復時の待機時間

甲は、降車時に待機時間を指定するものとする。

乙は、指定された時間に指定した場所で乗車できるようにすること。なお、乙の都合により、往路と異なる車両となる場合は、その旨を甲に伝えること。

(5) 乗車確認

甲は、降車時に乙が指定する様式（任意）に乗車した旨を署名するものとする。

#### 4 請求書

乙は、毎月5日までに、請求書と併せて次のものを提出すること。

- (1) 実績報告書 前月分の行き先（経路）、運行料金及び附属料金の一覧表
- (2) 乗車確認（上記3（5））の写し
- (3) 附属料金（有料道路利用料、駐車料等（上記2（4））の利用明細書、領収証等の写し）

#### 5 事故の処理

乙は、業務の遂行中、破損その他の理由により当該乗用自動車の運行が不可能となった場合には、直ちに甲に連絡するとともに代車を提供するものとする。